

新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（第20回） 概要

日時：令和3年1月7日(木) 17時50分～18時06分

場所：農林水産省 講堂

出席者：野上大臣、葉梨副大臣、宮内副大臣、池田大臣政務官、熊野大臣政務官、事務次官、農林水産審議官、官房長、総括審議官、総括審議官(国際)、危機管理・政策立案総括審議官、統計部長、報道官、消費・安全局長、食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、大臣官房地方課長、参事官(経理)、北海道農政事務所長、東北農政局長、関東農政局長、北陸農政局長、東海農政局長、近畿農政局長、中国四国農政局長、九州農政局長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

内容：

1 本部長御発言(大臣)

本日、1月8日から2月7日までの31日間、1都3県において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出された。

この後、私から農林水産省HPにおいても、国民の皆様にもメッセージを発信するが、緊急事態宣言が出された地域においても、スーパーマーケットやコンビニなどは営業を継続していただくので、買いだめや買い急ぎをせず、落ち着いた購買行動をお願いしたい。

また、一刻も早く新型コロナウイルスの感染を収束させるためには、国民の皆様の御協力が不可欠である。「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、マスクの着用、手洗い・消毒などの基本的な感染症対策の徹底を、心からお願い申し上げる。

農林水産業及び食品関連産業に従事される皆様方には、大変厳しい状況の中、食料の安定供給という極めて重要な責務を担ってくださっていることに、心から感謝申し上げます。引き続き、感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインを遵守しつつ、食料の安定供給に取り組んでいただけるようお願いしたい。

職員の皆さんには、感染拡大防止と業務継続を両立させる観点から、出勤前の検温や発熱等の症状がみられるときの出勤自粛を引き続き徹底するとともに、テレワークや時差出勤に積極的に取り組んでほしい。

緊急事態において農林水産省に求められる役割は、国民の皆様への食料の安定供給である。このため、食品の価格と流通の状況を調査し、万が一、欠品等が生じた場合は、迅速かつ的確に対応すること、各地方農政局等に設置している国民の皆様からの相談窓口の存在を改めて周知すること、また、地方自治体等と連携し、農林水産業・食品関連産業への影響の把握に努めること、また、

様々なチャンネルを活用して必要な情報を積極的に発信すること、以上のことに全力で取り組んでほしい。

国民の皆様のご生活に不便や不安が生じることがないように、省一丸となって全力で対応していく。

— プレス退出 —

2 農林水産省の対応について

危機管理・政策立案総括審議官、地方課長、参事官（経理）、食料産業局長、政策統括官から説明

3 その他

— 発言無し —

以上